

鎌倉市農業委員会 令和3年度 第12回総会 次第	
日時	令和4年(2022年)3月23日(水) 15時30分開会
場所	鎌倉市役所 第三分庁舎 講堂
委員名	1番 小川和己、2番 浜野清一、3番 石澤一英、 4番 市川幸子、5番 小泉紀久夫、6番 柏木博明、 7番 和田雅裕、8番 落合るみこ、9番 岡崎和彦、 10番 飯田正実、11番 平井保男、12番 郷原均、 13番 三橋義昭、以上13名
事務局出席者	鈴木事務局長・飯田担当係長・小田主事・名塚職員・酒井職員
欠席委員	8番 岡崎委員、 13番 三橋委員
議長(平井会長)	定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	議長。8番落合委員、13番三橋委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、9番岡崎委員、10番飯田委員にお願いいたします。 次回の現況証明委員については、12番郷原委員、13番三橋委員にお願いいたします。
議長(平井会長)	それでは、日程第1、報告第38号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第1、報告第38号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について、2月14日から3月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の1～2ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1ページの番号1と、2ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、受理通知書受理後(令和4年3月9日以降)に専用住宅へ転用のため、令和4年3月9日に専決処分いたしました。 なお、基本的に転用時期については具体的な予定年月日を届け出ていただいておりますが、こちらは届け時に「転用時期は受理通知書受理後ということで受け付けてほしい」旨の申し出があり、それを認めない理由はないため「受理通知書受理後」に転用をする旨の報告をさ

	せていただきました。 以上1件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	それでは、日程第2、報告第39号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、5件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第2、報告第39号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、2月14日から3月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料3ページ～9ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 3ページの番号1と、5ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年3月3日に専用住宅へ転用のため、令和4年2月28日に専決処分いたしました。 続きまして、3ページの番号2と、6ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年3月10日に専用住宅へ転用のため、令和4年3月1日に専決処分いたしました。 なお、本件は1月、2月総会で報告し、また、後ほど日程第3報告第40号でもご報告させていただく「農地法第5条第1項第7号目的の買受適格証明」の発行に係る土地になります。こちらの土地は裁判所の強制執行により競売に出されましたが、土地所有者が個別に任意売却を行うこととなったため、今回、土地所有者である譲り渡し人及び土地の譲受人から、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出がなされたものです。 ここで、競売と任意売却についてご説明させていただきます。 本日お配りさせていただいております、参考資料【競売と任意売却について】をご覧ください。 通常、ローンなどの滞納により、債権者が裁判所を通じて不動産を売り、その売却代金から債務を回収しますが、任意売却については、

	債務者が債権者と協議の上、通常の不動産売却の流れで売却を進め、売却代金を返済に充てるというケースがございます。 今回は、届出の際、この資料下段の流れである任意売却が行われたと代理人から確認しています。ただし、整理番号2の届出があったことと、その後競売が取り下げられたという事実については横浜地方裁判所に確認しているものの、債権者へ返済が行われたことをもって、競売が取り下げられたのかについては、農業委員会では把握しておりません。 続きまして、3ページの番号3と、7ページの整理番号3の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年3月10日に共同住宅へ転用のため、令和4年3月3日に専決処分いたしました。 続きまして、4ページの番号4と、8ページの整理番号4の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年3月15日に資材置場へ一時転用のため、令和4年3月9日に専決処分いたしました。なお、こちらは譲受人が計画する送電線路工事に伴う電線等工事用資材の一時的な置き場所として農地の一部を使用したいために一時転用の届け出があったもので、農地の所有権移転ではなく、賃借権を設定しようとするものです。なお一時転用の予定期間は農地復元期間も含め令和4年3月15日から令和4年5月14日までとなっております。 続きまして、4ページの番号5と、9ページの整理番号5の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年3月24日に専用住宅へ転用のため、令和4年3月15日に専決処分いたしました。 以上5件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12番(郷原委員)	議長。12番。整理番号4の土地は一時転用の場合、また農地へ戻るのですか。
事務局(飯田係長)	議長。そうです。将来的には農地として使用します。
12番(郷原委員)	議長。市街化農地なので、雑種地状況ではいけないので、復元後は現地確認等にいきますか。
事務局(小田職員)	議長。特段、現地確認の予定はありませんが、地権者が夏野菜の作付けを予定されており、もし農地として復元されておらず作付けができない等問題があれば、連絡を頂く予定です。借り手から、原状回復の予定の計画書を頂いており、復元期間も含めてこちらに記載の期間内に終わらせるということです。

12 番(郷原委員)	議長。わかりました。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。この土地は現況「宅地」ですよね。
事務局(小田職員)	議長。現況というのは課税上の地目のことです。非常に広い筆なので、一部家が建っているが現地の使われるところについては、作付けは行われてないものの、耕うんすれば畑として使える状態になっています。
3 番(石澤委員)	議長。わかりました。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、報告第40号、農地法第5条第1項第7号目的の買受適格証明について、2件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第3、報告第40号、農地法第5条第1項第7号目的の買受適格証明について、ご説明いたします。 はじめに、買受適格証明について、ご説明します。 裁判所の強制執行等により、農地が競売等に出された場合、この農地を取得するため競売等に参加するには、農業委員会が交付する買受適格証明が必要となります。 この証明における農業委員会における手続きの流れは、お配りしております資料14ページ、報告第40号参考資料②のフロー図に照らしご説明します。 今回の報告内容については、対象地が市街化区域内の農地を転用目的で取得する場合の買受適格証明になりますので、フロー図の右側をご覧くださいなのですが、農地法第5条に規定する届出に準じて、審査・証明を行うこととされています。 証明書の交付を受け入札に参加後、落札した者は、改めて農地法第5条の届出を行い、農業委員会は、当該証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、受理をすることとされています。 この届出の受理通知書によって、所有権移転を行うことができるものです。 また、届出書に添付すべき書類で買受適格証明願に添付して提出された書類については、届出書にその旨を記載して省略してよいことになっています。 それでは、本件の内容説明及び報告に移ります。 お手元の送付資料10ページの報告書、11ページの案内図、それから12ページの参考資料①をご覧ください。 本件は、報告書に記載の対象地、 XXXXXXXXXX について、競売が実施されており、実施機関である横浜地方裁判所から、入札に参加するに当たり、農地を買い受ける資格である「買受適格証明書」の提出が求められています。当該土地について、議案書に記載のと

	おり、2名の入札参加予定者から当委員会に対し、「買受適格証明書」の交付申請があったものです。なお、当該地に係る証明書の交付申請については、1、2月の総会でもご報告しています。 当該地は、市街化区域に位置していることから、届出案件になります。 また、基本的な買受適格証明書発行後の流れとしては、競売の落札者から改めて届出が出されるということになりますが、横浜地方裁判所に確認したところ令和4年3月1日付で競売の取下げが提出されているとのことです。 以上で、報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3番(石澤委員)	議長。3番。買受適格証明は全く関係ないということですか。
事務局(飯田係長)	議長。そうです。
3番(石澤委員)	議長。今日の総会での報告は省いてもいい議案ではないですか。
事務局(名塚職員)	議長。この証明については届け出の事務に準じて行うもので、すでに交付をしているものの報告をしているという趣旨なので、すでにこの2件証明書を出しているという報告として今回お伝えしています。
12番(郷原委員)	議長。12番。任意売却で取得した人には競売の資格を出していないですね。
事務局(飯田係長)	議長。そうです。債務者は少しでも高く不動産を売却したいので、競売に出したとはいえ、債権者と協議の上、競売によらない流れで行われたということです。債権者が競売を取り下げたということです。
12番(郷原委員)	議長。裁判所から競売の公示があつて、土地が売りに出ているという認識があればいいです。わかりました。
9番(岡崎委員)	議長。9番。この土地は以前の名義は[REDACTED]だったと思うのですが、所有権は[REDACTED]になっているのですか。
事務局(飯田係長)	議長。登記簿上の土地所有者になり、手続きの際に3か月以内に発行された登記簿謄本を取得しており、それによると、平成29年12月27日に財産分与で[REDACTED]から議案書に記載の所有者に移っています。
9番(岡崎委員)	議長。わかりました。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第4、議案第25号、議案「令和5年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和5年度県農地等利用最適化の推進に関する意見」について、上程いたします。
	事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第4、議案第25号、「令和5年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和5年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」について、ご説明します。

	それでは、送付資料の15ページから30ページの参考資料①～④をご覧ください。まず、手続きの流れについてご説明します。 県が施策化等すべき事項及び県から国に施策化等を働きかけるべき事項について、その意見・要望及び理由を農地利用最適化につなげる観点から各市農業委員会が検討し、意見を集約したうえで湘南地区農業委員会連合会に報告します。 ここで意見・要望が整理され、連合会としての要望が県農業会議に報告されます。県農業会議では、各連合会からの報告を精査し、特に県知事と直接意見交換を行うものを「令和5年度県農林業施策並びに予算に関する要望」として常設審議委員会で決定します。 県農林業施策並びに予算に関する要望については、まず資料18ページにございます検討項目の例をご覧ください、この中の(2)「農地利用の最適化の推進について」のうち「残土の不法投棄等、違反転用等の防止対策」、円滑な運用のための支援」の内容として、資料15ページの要望を湘南地区農業委員会連合会に報告します。 本要望事項は前年度からの継続事項となります。 税制改正要望事項は、各市農業委員会から県農業会議に直接報告することになりますが、鎌倉市は例年要望事項なしで報告しており、今年度につきましても要望事項なしで報告することを検討しています。 また、昨年度、農業会議から神奈川県へ報告された要望等への回答を19ページからの参考資料④として添付しております。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3番(石澤委員)	議長。3番。要望事項なしということで県に出すのですよね。15ページの意見・要望はどうなるのですか。
事務局(名塚職員)	15ページと16ページは内容が異なっており、15ページの内容としては最適化の推進に関する意見になっており、農地の施策等の要望事項であり、16ページは税制に関わる所となり、15ページの内容農地全般という所になると、違反の対策を毎年提出しており、税制関係は要望を出していません。 我々の要望については集約された結果19ページの県の回答には記載されていません。
3番(石澤委員)	議長。県ではこれについては何もしないということですか。
事務局(名塚職員)	議長。参考資料4の内容は昨年度出した要望に対する回答内容であり、昨年度出したうち、農業会議が各農業委員会から出された要望を厳選したものを県に送っており、その厳選の中でうちの要望がはじかれたということで、県に届いていない状態です。
3番(石澤委員)	議長。却下した理由はないのですか。
事務局(名塚職員)	議長。はい。農業会議の中で例えば違反の事案については何個かある違反の要望の中でこの質問をということで選んでいるので、

	去年出して通らなかったもので、引き続き同じ質問を出しています。それをずっと続けている状態です。
3 番(石澤委員)	議長。わかりました。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 25 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第25号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 5、議案第26号、農業経営基盤強化促進法に 基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程 第 5、議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 34 ページの議案書及び 35 ページの参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業公社へ農地を貸し出し、農業公社から ■■■■■ に農地を貸し出すものです。参考資料の白塗りの土地が本件の対象地で、斜線地は現在、■■■■■ が耕作している土地です。 農業公社から ■■■■■ への貸し借りについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業公社の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしております。 賃借料については、1 平方メートル当り 24 円で、年間 50,500 円となっています。■■■■■ の農作業従事日数は年 300 日、鎌倉市内で約 8,500 m ² を耕作しており、世帯員含め 3 名で営農しているとのこと。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の飯田委員から補足説明をお願いします。
10 番(飯田委員)	議長。10 番。3 月 18 日(金)午後 1 時 30 分から、平井会長、現況証明委員の岡崎委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 借受人である ■■■■■ の現在の耕作状況を確認したところ、タマネギ、ニンニクなどの作付けが行われていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を

	及ばないと判断されるため、特段の問題は 無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3 番(石澤委員)	議長。3番。この方の住所は■■■■だが現実的には鎌倉に住んでいますよね。住民票を移さなければ、たとえ鎌倉に住んでいて鎌倉の農地を耕しても市民税は■■■■に入ってしまうよね。鎌倉市民としては、何とか住民票を鎌倉市に移すことをお願いできないかと思います。
事務局(名塚職員)	議長。あくまで農地の貸借等の面からなら農業委員会の立場からいえるが、住居の面等については立場上传えることは難しいと思います。
3 番(石澤委員)	議長。わかりました。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 26 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 26 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 6、議案第27号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程 第 6、議案第27号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 36 ページの議案書及び 37 ページの参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業公社へ農地を貸し出し、農業公社から■■■■に農地を貸し出すものです。参考資料の白塗りの土地が本件の対象地です。 農業公社から■■■■への貸し借りについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業公社の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしております。 賃借料については、1 平方メートル当り 24 円で、年間 37,500 円となっています。■■■■の農作業従事日数は年 280 日、鎌倉市内で約 1,563 m²を耕作しており、世帯員含め 2 名で営農しているとのこ

	とです。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の岡崎委員から補足説明をお願いします。
9 番(岡崎委員)	議長。9 番。3 月 18 日(金)午後 2 時 0 0 分より、平井会長、現況証明委員の飯田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 借受人である■■■■の現在の耕作状況を確認したところ、ブロッコリー、ナバナの作付けが行われていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 27 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 27 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 7、議案第 28 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程 第 7、議案第 28 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 38 ページの議案書及び 39 ページの参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業公社へ農地を貸し出し、農業公社から■■■■に農地を貸し出すものです。参考資料の白塗りの土地が本件の対象地で、斜線地は現在、■■■■が耕作している土地です。 農業公社から■■■■への貸し借りについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業公社の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしております。 賃借料については、1 平方メートル当り 24 円で、年間 15,400 円

	となっています。■■■■の農作業従事日数は年 300 日、鎌倉市内で約 7,728 m²を耕作しており、1 名で営農しているとのことです。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の飯田委員から補足説明をお願いします。
10 番(飯田委員)	議長。10 番。3 月 18 日(金)午後 2 時 15 分より、平井会長、現況証明委員の岡崎委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 借受人である■■■■の現在の耕作状況を確認したところ、キャベツなどの作付けが行われていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 28 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 28 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 8、議案第 29 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程 第 8、議案第 29 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 40 ページの議案書及び 41、42 ページの参考資料①、②をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業公社へ農地を貸し出し、農業公社から■■■■に農地を貸し出すものです。参考資料の白塗りの土地が本件の対象地で、斜線地は現在、■■■■が耕作している土地です。 農業公社から■■■■への貸し借りについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業公社の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしております。

	賃借料については、1平方メートル当り24円で、年間60,500円となっています。■■■■の農作業従事日数は年330日、鎌倉市内で約17,195㎡を耕作しており、世帯員含め2名で営農しているとのことです。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の岡崎委員から補足説明をお願いします。
9番(岡崎委員)	議長。9番。3月18日(金)午後2時30分より、平井会長、現況証明委員の飯田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 借受人である■■■■の現在の耕作状況を確認したところ、ブロッコリー、キャベツの作付けが行われていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第29号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第29号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第9、議案第30号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第9、議案第30号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明します。 お手元の送付資料の43ページの議案書、44ページの参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は農業公社を介さない相対の利用権設定で、土地所有者から■■■■に農地を貸し出すものです。 賃借料については、1平方メートル当り24円で、年間57,700円となっています。 ■■■■の農作業従事日数は年300日、鎌倉市内で約8,500㎡を耕作しており、世帯員含め3名で営農しているとのことです。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。

	以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の飯田委員から補足説明をお願いします。
10 番(飯田委員)	議長。10 番。3 月 18 日(金)午後 2 時 40 分より、平井会長、現況証明委員の岡崎委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 借受人である■■■■の現在の耕作状況を確認したところ、麦などの作付けが行われていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は無いものと思われま す。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が 無いようですので、採決したいと思います
	が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 30 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 30 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第10、その他、諸般の報告について、3 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。諸般の報告 1、農地パトロールについて、ご報告いたします。 農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、農地パトロールを昨日 3 月 22 日(火)に農業委員 3 名、農業委員会事務局 2 名、開発審査課 2 名、都市調整課 1 名、横須賀三浦地域県政総合センター職員 1 名の合計 9 名で実施しました。 違反地については、資料の案内図のとおりです。 ①の■■■■の違反地については、現在是正に向け作業を行っておりますが、現在は■■■■の社長から現地への立ち入り及び写真撮影を拒絶されている状況であり、詳細な確認はできていない状況です。なお、移転候補地を継続して探しているとの報告を■■■■の社員より受けています。 次に②■■■■の違反地については、現状の変化はなく、③■■■■所有地についても違反転用者は不在で、現状に大きな変化はありませんでした。 次回の農地パトロールは、令和 4 年 5 月頃を予定しております。対象の委員は 6 番柏木委員、7 番和田委員、8 番合委員です。 日程につきましては、後日調整させていただきますので、よろし

	くお願いいたします。 諸般の報告 2、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。 3月10日（木）に手広の圃場にて草刈り等の実践活動を行いました。作業に御協力いただいた皆様、ありがとうございました。 4月の実践活動の予定は、先ほど開催した遊休農地解消対策協議会の中でもお伝えしました通り、4月7日（木）に、第1回目の実践活動を行う予定です。先に除草剤散布をしていただく小泉委員を除いたBグループの皆様、平井会長、岡崎委員、小川委員は、ご協力の程、よろしくお願いいたします。手広の圃場に午後1時30分現地集合で、3時30分頃までの2時間の作業としたいと思います。 当日が雨天の場合は、11日（月）に延期とします。 なお、当日都合がつかない方は、他のグループの委員と調整の上、必ず代わりの方を立てていただくよう、お願いいたします。 最後に、諸般の報告 3、4月総会の日程についてです。 次回は、4月25日（月）15時30分から、商工会議所3階301会議室で開催します。 令和4年度の農業委員会総会の日程もお配りしていますので、ご確認をお願いいたします。 諸般の報告は、以上です。
議長（平井会長）	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	（「なし」の声）
議長（平井会長）	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和3年度第12回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会長	平井 保男
議事録署名委員 9番	岡崎 和彦
議事録署名委員 10番	飯田 正実